

フェリス女学院大学再入学に関する内規

1997年1月22日制定
2001年12月12日改正

(趣旨)

第1条 この内規は、フェリス女学院大学学則(以下「学則」という。)第34条の2に基づく再入学に関し、必要な事項を定める。

(再入学先)

第2条 本学を退学した者又は本学から除籍を受けた者が再入学を願い出た場合、教授会の議を経て、退学又は除籍時に在籍していた学科への再入学を許可することがある。

2 再入学を希望する者が在籍していた学科が、改組等により廃止されていた場合、教授会の議を経て、当該改組等に基づき設置された学科への入学を許可することがある。

(出願)

第3条 再入学の出願は、退学した日又は除籍を受けた日の属する年度の末日から、原則として2年以内の所定の期間内に行わなければならない。

2 再入学に出願の時期は、1月又は7月とする。

3 再入学を希望する者は、再入学検定料を納付のうえ所定の「再入学願」を提出しなければならない。

4 再入学検定料の金額は、再入学を希望する年度の入学検定料の半額とする。

(手続)

第4条 再入学を許可された者は、所定の期日までに再入学金及び授業料等校納金を納付のうえ、所定の入学手続を行わなければならない。

2 再入学金の額は、再入学した年度の入学金の半額とする。

3 授業料及び実習費の金額は、再入学した年度の1年次生に適用する額とする。

4 施設設備費の金額は、再入学した年度の2年次生に適用する額とする。ただし、退学又は除籍以前の在学期間が、学則に定める所定の修業年限を超えている者は、施設設備費の納付を必要としない。

(再入学の時期)

第5条 再入学の時期は、学則に定められた入学の時期とする。

(学年及び在学期間)

第6条 再入学者の学年は、原則として退学又は除籍時の学年とする。

2 退学又は除籍以前の在学期間及び再入学後の在学期間を合わせた期間が、学則に定める当該の者の在学期間を超えることはできない。

(履修方法)

第7条 再入学者の卒業に必要な単位数及び履修方法は、原則として退学又は除籍時のものが適用される。

(単位認定)

第8条 再入学者が退学又は除籍以前に修得した単位は、教授会の議を経て、その全部又は一部を認定することができる。

（内規の改廃）

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て大学評議会が行う。

附 則

この内規は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2002年4月1日から施行する。